

## 令和3年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり、入札契約制度等の改正を行いました。

### 1. 経常JV制度の見直し

単体企業との公平性を確保し、経常JV制度の目的に沿った適切な運用を図るため制度の見直しを実施

### 2. 災害復旧工事等における入札・契約の取扱について

- ・本復旧工事においても“緊急度が高い”工事は、指名競争入札を導入可能
- ・災害復旧工事等については金額にかかわらず事前公表が可能

### 3. 総合評価競争入札制度の見直し【令和4年1月改定】

- ・評価タイプ「企業チャレンジ2」を創設し、評価項目「自由枠(チャレンジ枠)」を追加
- ・評価項目「CCUSの活用」の追加、「週休2日」と「ICT」の適用対象拡大  
【※CCUSの活用は、令和4年4月1日適用】
- ・施工計画における提案数の制限(3提案まで)

### 4. 建設現場における遠隔臨場機器の貸出

段階確認等の立会・確認をウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して行い、受発注者双方の効率化を図ることで、働き方改革を推進するため、機器の貸出を実施

### 5. 公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から9年連続で、例年4月の改定を前倒して実施

## 令和3年度 入札契約制度等の見直し概要

【令和4年4月1日以降適用】

### 6. 調査基準価格及び最低制限価格の設定基準の改正

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式を適用

### 7. 総合評価競争入札制度の見直し【令和4年度改正予定】

- ・評価タイプ「橋梁等発注者指定工事評価」の創設
- ・評価項目「短期間の受注実績」を追加
- ・専任を要しない工事における配置予定技術者の評価方法の改定
- ・評価項目「CCUSの活用」の追加【再掲】

### 8. 入札参加資格確認資料に係るコリンズの取扱について

同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験に係る証明資料としてコリンズの「登録内容確認書」を認める取扱に変更

### 9. 塗装（土木）工事について

塗装（土木）工事の発注において予定価格が一定以上の場合、建設業許可の種類で「特定」の許可を求める取扱に変更

### 10. 京都府建設業緊急事業継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、建設現場において、接触機会の低減や少人数でも作業が行える環境を整備するため、生産性向上に資する測量機器等の導入に係る費用に対して補助金を交付

### 11. 建設キャリアアップシステム（CCUS）試行要領策定

建設業界が魅力的な職場となり、担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るため試行要領を策定

## 1. 経常JV制度の見直し

### 1 主旨

単体企業との公平性を確保し、経常JV制度の目的に沿った適切な運用を図るため制度の見直しを実施しました。

### 2 内容

(改正前)

- ① I 及び II 等級の格付けに係る特定建設業要件の規定については、  
少なくとも構成員の 1 者が特定建設業の許可を取得していることを要件とする
- ② 昇格にあたっては、「下位経過年数」及び「等級区分点に 20 点を加えた総合点」を要件としない
- ③ 構成員は、個々の建設業者として特定建設工事共同企業体へ参加できる
- ④ 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。



(改正後)

- ① I 及び II 等級の格付けに係る特定建設業要件の規定については、  
代表者 が特定建設業の許可を取得していることを要件とする
- ② 昇格にあたっては、「下位経過年数」及び「等級区分点に 20 点を加えた総合点」を要件とする
- ③ 構成員は、個々の建設業者として特定建設工事共同企業体へ参加できない
- ④ 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。  
ただし、構成員の内、下位等級の者は代表者になれない。

### 3 適用日

令和 3 年度の経常 JV による入札参加資格審査申請から適用

## 2. 災害復旧工事等における入札・契約の取扱いについて

### 1 主旨

災害時の復旧・復興工事の発注にあたっては、随意契約や指名競争といった平常時と異なる方式を検討し、入札契約方式を適切に選択することにより、早期の復旧・復興に努めることが必要なことから、取扱いを定めました。

### 2 内容

“緊急度が高い”工事においては、1千万円以上でも指名競争入札を導入可能  
災害復旧工事等については金額にかかわらず事前公表することができる

### 3 適用日

令和3年6月14日以降に入札公告する災害復旧工事等  
ただし、適用の有無については、個別の公告文等を確認すること

### 3. 総合評価競争入札制度の見直し【令和4年1月改定】

#### 1 主旨

地域事情等の課題に対応する評価タイプ・評価項目の創設及び追加をしました。

#### 2 内容

【令和4年1月改定】

- 地域活性型において、企業の総合評価入札への参加を促す「企業チャレンジ2」タイプの創設と併せ「自由枠（チャレンジ枠）」の評価項目を策定

自由枠（チャレンジ枠）への取組	
評価内容	加算点
発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む	1.0点
発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む	0.5点
上記以外	0点

- 技術者の処遇改善等を目的とした「CCUSの活用」の評価項目を策定

【令和4年4月1日適用】

建設キャリアアップシステム（ccus）の活用	
評価内容	加算点
ccusへの事業者登録及びccusの活用	1.0点
ccusへの事業者登録なし	0点

- 「週休2日」「ICT施工」の取組・実績の評価対象を技術重視型へも拡大

加算点評価項目		配点	技術重視型		
			変更前	変更後	
施工計画	品質管理	2	○	○	
	施工管理・安全管理等	2(4)	△	△	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	1	○	○	
	技術者の継続教育(CPD)	0.8	○	○	
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	1	○	○	
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	1	○	○	
働き方改革への取組	週休2日工事の取組・実績(※)	1	-	△	
生産性向上への取組	ICT活用工事の取組・実績(※)	1	-	△	
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	3	○	○
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	1	○	○
	雇用	「技術職員数」の維持	0.5	○	○
		各業種毎に雇用している「技術職員数」	0.5	○	○
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	-	△	
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績	1	△	△
	災害協定の締結	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員			
その他	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地	1	△	△

○受注者の負担軽減を図るため、施工計画の提案数を3件までに制限

品質管理、施工管理、安全管理 等	
評価内容	加算点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である	2.0点
必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	1.5点
必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度)	1.0点
必要事項の記載がないものがある <b>又は提案数が超過している。</b>	0点
記載がない又は不適	失格

※ 1項目での施工計画に対する提案数は3提案まで。4提案以上あった場合は、提案数が超過しているものとして0点

※ 提案技術数は1提案につき1技術。1提案に複数の技術が記載されている場合は、その提案を評価しない

### 3 落札者決定基準（土木一式）

加算点評価項目		配点	技術重視型	地域活性化型							
				スタンダード	若手・女性	受注機会	発注者指定評価	週休2日	ICT活用	企業チャレンジ	企業チャレンジ2
施工計画	品質管理	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	施工管理・安全管理等	2(4)	○	△	△	△	△	△	△	○	△
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点	1	○	○	-	○	-	△	△	-	-
	技術者の継続教育(CPD)	0.8	○	○	-	○	-	△	△	-	-
	若手又は女性技術者の配置	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	1	○	○	-	△	△	△	△	-	-
働き方改革への取組	週休2日工事の取組・実績	1	△	-	-	-	-	○	-	-	△
生産性向上への取組	ICT活用工事の取組・実績	1	△	-	-	-	-	-	○	-	△
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	3	○	○	○	○	○	○	○	○
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	1	○	○	○	○	○	○	○	○
	雇用	「技術職員数」の維持	0.5	○	○	○	○	○	○	○	○
		各業種毎に雇用している「技術職員数」	0.5	○	○	○	○	○	○	○	○
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	△	△	△	△	△	△	△	△	
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績	1	△	△	△	△	△	△	-	-
	災害協定の締結	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員									
	災害協定の有無	災害協定の締結の有無	0.5	△	△	△	△	△	△	△	△
その他	発注者指定工事の受注実績	過去2年間における発注者指定工事の受注実績	1	-	-	-	○	-	-	-	-
	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地	1	△	△	△	△	△	△	△	△
	受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	1	-	-	-	○	-	-	-	△
自由枠(チャレンジ枠)	発注者が提示する内容への取組み	1	-	-	-	-	-	-	-	△	

### 4 適用日

令和4年1月1日以降に入札公告を行う工事から適用

## 4. 建設現場における遠隔臨場機器の貸出

### 1 主旨

建設現場における遠隔臨場は、段階確認等の立会・確認をウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を行うことで、発注者の移動時間や、受注者のスケジュール調整による手待ち時間を削減することができ、受発注者双方の働き方改革につながる取組を実施します。

### 2 内容

土木事務所が発注する工事の中で、事務所から現場が遠いなど、遠隔臨場の効果が高い工事現場において、受注者に意向を確認の上、遠隔臨場用機器を貸出するものです。

#### ○貸出台数

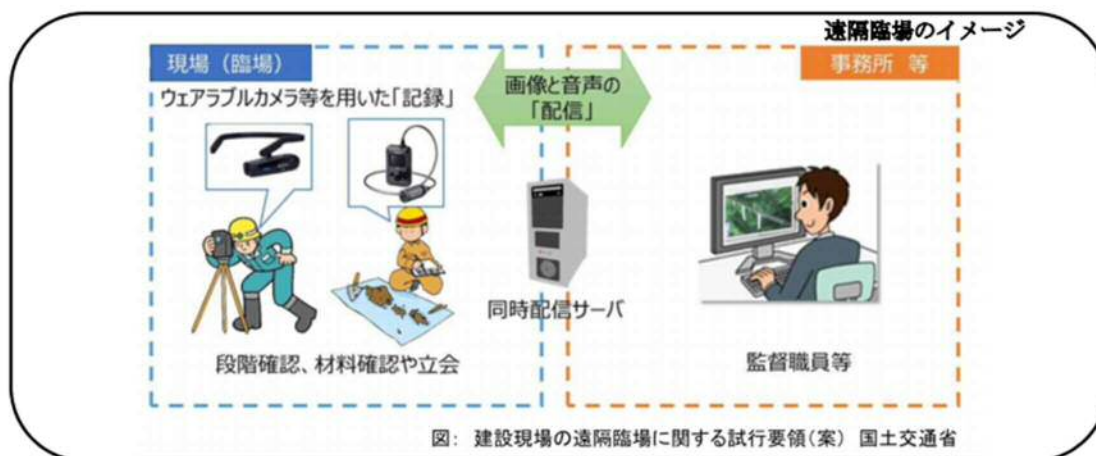
令和4年度は、25台の端末を調達し、貸出予定（R3：15台）

#### ○工事成績評定

実施が確認できれば「創意工夫」で1点を加点

#### ○その他

- ・令和3年度は、18工事で使用。現場の安全パトなどにおいても使用
- ・利用者から朝イチ、17時からの立会などで使うことができ、「時間を有効に活用できた。」また、「大雪時などで現場に行けない場合の現場確認時に有効であった。」といった声があった



## 5. 公共工事設計労務単価の改定

### 1 主旨

昨今の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成 26 年から 9 年連続で、例年 4 月の改定を前倒して実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った職種については、昨年度に引き続き労務単価を据え置く特別措置を実施しました。(全 51 職種中 6 職種※軽作業員、造園工 等)

### 2 内容（公共工事設計労務単価）

職種	新単価	旧単価	上昇率
特殊作業員	21,200 円	20,200 円	4.5%
普通作業員	20,100 円	19,400 円	3.6%
とび工	23,500 円	23,400 円	0.4%
鉄筋工	23,900 円	22,900 円	4.4%
特殊運転手	21,200 円	20,300 円	4.4%
型わく工	24,500 円	24,500 円	0.0%
大工	23,100 円	22,000 円	5.0%
交通誘導警備員 A	14,000 円	13,900 円	0.7%

※全 51 業種で単価改定され、京都府の平均上昇率は 2.4%（全国平均 2.5%）

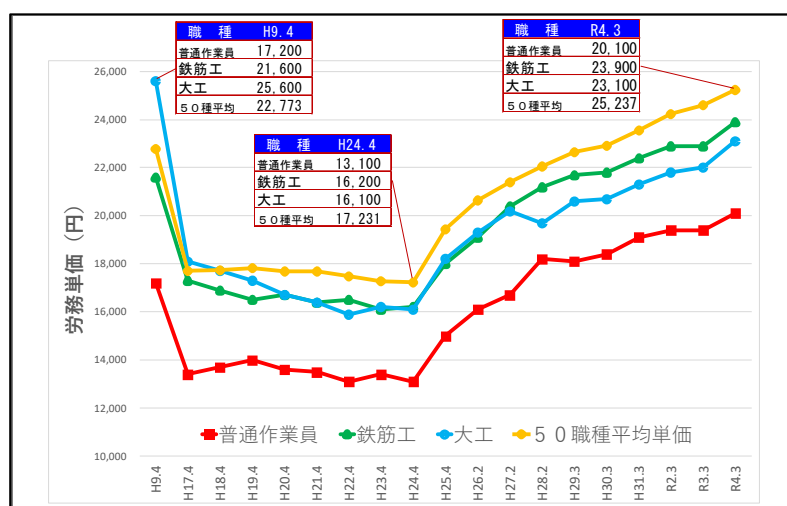
### 3 適用日

令和 4 年 3 月以降の積算から適用

### 4 特例措置

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約した工事等において、旧単価で予定価格を算出している場合、その工事の受注者は、発注者に対し、新単価に基づく契約に変更するための協議を請求できることとしました。

#### （参考）設計労務単価の推移





## 【令和4年4月1日以降適用】

### 6. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し

#### 1. 主旨

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式を適用しました。

#### 2. 内容

一般管理費等に乗じる数値を 0.55 から 0.68 に改正

##### ○低入札調査基準価格

旧 令和元年5月改正				→	新 令和4年4月改正			
直接工事費	×	0.97	合計 ×(1+ 消費税率)		直接工事費	×	0.97	合計 ×(1+ 消費税率)
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.90		現場管理費	×	0.90		
一般管理費等	×	0.55		一般管理費等	×	<b>0.68</b>		
設定範囲	予定価格の 7.5/10~9.2/10			設定範囲	予定価格の 7.5/10~9.2/10			

※ 新公契連モデル対応（令和4年3月モデル）

※ 範囲については改正なし（予定価格の7.5/10~9.2/10）

##### ○最低制限価格（参考値）

旧 令和元年5月改正					→	新 令和4年4月改正					
直接工事費	×	0.97		合計 ×(1+ 消費税率)		直接工事費	×	0.97		合計 ×(1+ 消費税率)	
共通仮設費	×	0.90			共通仮設費	×	0.90				
現場管理費	×	0.90	×		$\alpha$	現場管理費	×	0.90	×		$\alpha$
一般管理費等	×	0.55			一般管理費等	×	<b>0.68</b>				
設定範囲	予定価格の 7.5/10~9.2/10				設定範囲	予定価格の 7.5/10~9.2/10					

※ 新公契連モデル対応（令和4年3月モデル）

※ なお、引き続き「 $\alpha=1.0$ 」として運用

#### 3. 対象工事

調査基準価格：予定価格1億円以上の工事、総合評価競争入札の工事

最低制限価格：予定価格1億円未満の工事（総合評価競争入札を除く）

#### 4. 適用日

令和4年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用

## 【令和4年4月1日以降適用】

### 7. 総合評価競争入札制度の見直し【令和4年度適用予定】

#### 1. 主旨

諸課題に対応するため、評価タイプの創設や評価項目の追加、評価方法の一部変更を行いました。

#### 2. 内容

- 不調・不落到りやすい橋梁上部工等の工事を発注者指定工事とし、その実績を加点する評価タイプ「橋梁等発注者指定工事評価」を創設

- ① 入札の不調・不落到りやすい橋梁工事等をあらかじめ発注者が指定し、その工事を完成させた者の実績証明書を発行  
② 実績証明書が評価値に加味される「橋梁等発注者指定工事評価タイプ」を創設し、入札の集中が見込まれる工事で適用

発注者指定工事の受注実績		発注者指定工事の企業としての最高評点	
評価内容	加算点	評価内容	加算点
発注者指定工事の受注実績が2件以上の者	1.0点	80点以上	1.0点
発注者指定工事の受注実績が1件の者	0.5点	75点以上80点未満	0.5点
受注実績がない者	0点	75点未満、実績無し、又は調査基準価格未満の入札を行った者	0点

- 短期間での集中受注を抑制し、品質確保と計画的な経営を目的とした「短期間での集中的な受注の対策」の評価項目を策定

短期間における受注実績がない者	
評価内容	加算点
短期間に同一の発注エリアで開札された工事の受注実績が0件の者	0.0001点
上記以外の者	0点

- 非専任の技術者による多重配置による品質低下の対策として、配置予定技術者の従事件数による減点評価を追加

#### 【評価の方法（減点方法）】

◆加算点 + { (-0.1) × 従事している工事の件数 }

#### 【事例】

- ・同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 : 80点以上（加算点1.0点）
  - ・配置予定技術者が従事している工事の件数 : 2件
- 1.0点 + { (-0.1点) × 2件 } = 0.8点

### 3 落札者決定基準（土木一式）

加算点評価項目		配点	技術重視型	地域活性化型									
				スタンダード	若手・女性	受注機会	発注者指定 工事評価	橋梁等発注者 指定工事評価	週休2日	ICT活用	企業チャレンジ1	企業チャレンジ2	
施工計画	品質管理	2	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	
	施工管理・安全管理等	2(4)	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点（所有する国家資格 <sup>※2</sup> ）	1	○	○	-	○	-	○	△	△	△ <sup>※2※3</sup>	△ <sup>※2※3</sup>	
	技術者の継続教育（CPD）	0.8	○	○	-	○	-	○	△	△	-	-	
	若手又は女性技術者の配置	1	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	
建設機械保有	経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況	1	○	○	○	○	○	-	○	○	△ <sup>※3</sup>	△ <sup>※3</sup>	
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰	1	○	○	-	△	△	-	△	△	-	-	
働き方改革への取組	週休2日工事の取組・実績	1	△	-	-	-	-	△	○	-	-	△	
生産性向上への取組	ICT活用工事の取組・実績	1	△	-	-	-	-	△	-	○	-	△	
地域調達・雇用	府内企業の下請	施工体制における府内企業の下請の状況	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	府内資材調達	指定資材の府内調達の状況	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	雇用	「技術職員数」の維持	0.5	○	○	○	○	○	-	○	○	○	△
		各業種毎に雇用している「技術職員数」	0.5	○	○	○	○	○	-	○	○	○	△
CCUSの活用	CCUSへの事業者登録及び活用	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
地域への貢献	地域維持業務の実績	冬期維持管理部門（除雪等業務委託）又は維持修繕部門（小修繕工事）の実績	1	△	△	△	△	△	-	△	△	-	
	災害協定の締結	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員											
	災害協定の有無	災害協定の締結の有無	0.5	△	△	△	△	△	-	△	△	△	
	発注者指定工事の受注実績	発注者指定工事の実績	1	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
	発注者指定工事の企業としての成績	1	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
その他	緊急時の現場対応	主たる営業所の所在地（ <b>異なる営業所でも可</b> ） <sup>※1</sup>	1	△	△	△	△	△	△ <sup>※1</sup>	△	△	△	
	受注実績	発注年度の4月1日から公告日までの受注実績	1	-	-	-	○	-	-	-	-	△	
	短期間の集中受注	短期間における受注実績がない者	0.0001	-	△	△	-	△	-	△	△	△	
	自由枠（チャレンジ枠）	発注者が提示する内容への取組み	1	-	-	-	-	-	-	-	-	△	

### 4 適用日

令和4年度に適用予定

## 【令和4年4月1日以降適用】

### 8. 入札参加資格確認資料に係るコリンズの取扱について

#### 1 主旨

入札参加資格申請にかかる受発注者の事務軽減のため、入札参加資格確認資料の取扱を変更します。

#### 2 内容

(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(コリンズ)の「工事カルテ受領書」又は「登録内容確認書」について、実績及び経験を証明する資料として取り扱うこととなりました。ただし、コリンズの登録内容だけでは京都府が求める実績及び経験などが確認出来ない場合は、従来どおりの資料提出が必要です。

#### 3 注意事項

コリンズへの虚偽登録や登録内容確認書の改ざんなど証明資料に虚偽の記載をした場合は、建設業法に基づく監督処分を行うとともに京都府の「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行います。

#### 4 適用日

令和4年4月1日以降に入札公告する案件から適用

### 9. 塗装(土木)工事について

#### 1 内容

個別案件の入札に参加する者に必要な資格について、今後予定価格が一定以上の場合、建設業許可の種類で「特定」の許可を求めています。

#### 2 対象工事

認定業種：塗装(土木)工事

## 【令和4年4月1日以降適用】

### 10. 京都府建設業緊急事業継続支援事業

#### 1. 主旨

新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、京都府では建設現場において、接触機会の低減や少人数でも作業が行える環境の整備を支援します。

#### 2. 内容

生産性向上に資する測量機器等を導入する事業者に対し、その費用の一部を補助

##### ○補助対象

測量機器、建設作業支援ロボット及びICT機器等の賃借に要する経費で、接触機会の低減や少人数で作業を行う環境の整備に効果があると知事が認めたもの（消費税及び地方消費税を除く）

対象品目	例
測量機器	自動追尾機能付き測量機
建設作業支援 ロボット	パワーアシストスーツ（パッシブタイプ、アクティブタイプ） 自動鉄筋結束ロボット
ICT機器等	ウェアラブルカメラ、CCUS現場運用支援機器 施工管理ソリューション（現場計測アプリ、電子小黒板アプリ、現場端末システム）

※1 ICT建設機械は補助対象外

※2 UAV（ドローン）、地上レーザスキャナ（TLS）などの測量機器は、公共工事で経費が計上されている場合は補助対象外

##### ○その他

詳しくは下記ホームページに掲載している手引きをご覧ください。

<府ホームページ「京都府建設業緊急事業継続支援事業の申請受付開始について」>

<https://www.pref.kyoto.jp/shido/news/jigyoukeizokusien.html>



[京都府 HP QRコード]

#### 3. 適用日等

##### ○申請期間

令和4年4月1日（金）～令和4年12月28日（水）（必着）

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、申請を打ち切る場合があります。

## 【令和4年4月1日以降適用】

### 1 1. 建設キャリアアップシステム（CCUS）試行要領策定

#### 1 主旨

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度であり、建設業界が魅力的な職場となり、担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図ります。

#### 2 内容

○取組内容 ※①～④全てを取り組むこと。

- ① 事業者登録
- ② 技能者登録
- ③ 現場登録（管理者ID登録）
- ④ 現場へのカードリーダー等の設置

○取組に対する履行状況確認の基準

- ① 事業者登録すること（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ② 1名以上（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ③ 受注した現場の登録
- ④ 利用状況が確認できること（利用回数は問わない）

○対象工事

建設交通部発注工事で、受注者から希望があったもの

○試行方法

受注者は、契約後、速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知

○工事成績評定

①～④全ての履行状況の確認ができた場合は、創意工夫において、1点加点

○必要経費

受注者負担

#### 3 適用日

令和4年4月1日以降に入札公告を行うものから適用